２　前項の承認を受けようとする原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の十三の賠償負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

３　経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一・二　（略）

三　各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額が、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に発電した原子力電気（原子力発電工作物を用いて原子力を変換して得られる電気をいう。第四十五条の二十一の十六第三項第二号において同じ。）の供給に係る契約の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。

第四十五条の二十一の十四　（略）

（廃炉円滑化負担金の回収等）

第四十五条の二十一の十五　一般送配電事業者（第四十五条の二十一の十七第一項の通知を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、当該通知に従い、廃炉円滑化負担金（次条第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。）をその接続供給の相手方又はその供給区域内に供給区域がある配電事業者から回収しなければならない。

２　一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の十七第一項の通知に従い、各特定原子力発電事業者（次条第一項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）ごとに廃炉円滑化負担金相当金（第四十五条の二十一の十七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（廃炉円滑化負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の十六　（略）

２　前項の承認を受けようとする特定原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の十四の廃炉円滑化負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

３　（略）

第四十五条の二十一の十七　（略）

十二及び第四十五条の二十一の十三において同じ。）から回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「賠償負担金」という。）の額について、五年ごとに、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

２　前項の承認を受けようとする原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の八の賠償負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

３　経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一・二　（略）

三　各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額が、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に発電した原子力電気（原子力発電工作物を用いて原子力を変換して得られる電気をいう。第四十五条の二十一の十二第三項第二号において同じ。）の供給に係る契約の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。

第四十五条の二十一の十　（略）

（廃炉円滑化負担金の回収等）

第四十五条の二十一の十一　一般送配電事業者（第四十五条の二十一の十三第一項の通知を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、当該通知に従い、廃炉円滑化負担金（次条第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。）をその接続供給の相手方又はその供給区域内に供給区域がある配電事業者から回収しなければならない。

２　一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の十三第一項の通知に従い、各特定原子力発電事業者（次条第一項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）ごとに廃炉円滑化負担金相当金（第四十五条の二十一の十三第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（廃炉円滑化負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の十二　（略）

２　前項の承認を受けようとする特定原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の九の廃炉円滑化負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

３　（略）

第四十五条の二十一の十三　（略）

様式第三十一の二十一の九中「様式第31の21の９（第45条の21の12関係）」を「様式第31の21の14（第45条の21の16関係）」に、「第45条の21の12第１項」を「第45条の21の16第１項」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の十四とする。

様式第三十一の二十一の八中「様式第31の21の８（第45条の21の９関係）」を「様式第31の21の13（第45条の21の13関係）」に、「第45条の21の９第１項」を「第45条の21の13第１項」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の十三とする。

様式第三十一の二十一の七中「様式第31の21の７（第45条の21の７の関係）」を「様式第31の21の12（第45条の21の11関係）」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の十二とする。

様式第三十一の二十一の六中「様式第31の21の６（第45条の21の７の関係）」を「様式第31の21の11（第45条の21の11関係）」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の十一とする。

様式第三十一の二十一の五中「様式第31の21の５（第45条の21の６）」を「様式第31の21の10（第45条の21の10関係）」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の十とする。

様式第三十一の二十一の四中「様式第31の21の４（第45条の21の５）」を「様式第31の21の９（第45条の21の９関係）」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の九とする。

様式第三十一の二十一の三中「様式第31の21の３（第45条の21の３）」を「様式第31の21の８（第45条の21の７関係）」に、「様式第31の21の２」を「様式第31の21の７」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の八とする。

様式第三十一の二十一の二中「様式第31の21の２（第45条の21の２関係）」を「様式第31の21の７（第45条の21の６関係）」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の七とし、同様式の前に次の五様式を加える。